

令和6年度 事業実績報告について

1. 基盤的保險者機能關係 P1～3
2. 戰略的保險者機能關係 P4～12
3. 組織・運營体制關係 P13～14

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
1. 基盤的保険者機能関係			
○健全な財政運営 ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的に楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ・評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業への理解・協力を得ると同時に事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。 ・安定した財政運営の観点から、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、鳥取県等が主催する会議等において積極的に意見発信を行う。	・研修会などあらゆる機会を活用し、また、新聞・各種広報誌など様々な媒体を利用して、協会の財政状況等について情報発信を実施。 ・評議会の開催(令和6年7月・10月・7年1月) 議題: 決算報告、事業報告、事業計画、保険料率 など ・健康づくり推進協議会の開催(令和6年7月・12月) 特定健診・保健指導・重症化予防・その他の保健事業について 令和7年度保健事業計画、保健事業の一層の推進 など	設定なし	○
○業務改革の実践と業務品質の向上 ①業務処理体制の強化と意識改革の徹底 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。 ・業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、正確な事務処理を推進し職員の多能化及び意識改革を促進する。	①業務量の多寡や優先度に対応するため、山崩しによる事務処理体制の強化を図り、処理能力に応じた件数、具体的な処理時間を示すことで生産性の向上を図った。 ②業務マニュアル、手順書に基づく業務処理を週1回のミーティング、毎月の勉強会において定期的に周知徹底を図るとともに、職員の多能化及び意識改革促進に努めた。	設定なし	○
②サービス水準の向上 ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・加入者や事業主からの相談・照会についての確に対応できるよう、知識及び接遇技術の向上を目指し受電体制等の強化を図る。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から、業務の課題を見いだし改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に努める。 ■KPI 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする	①サービススタンダード100% ・日々システムを活用し進捗管理を行い、処理に遅延が生じていないか確認を実施。(平均所要日数:5.06日対前年比▲0.48日、全国平均:5.65日) ②郵送化率 ・申請書記入ポイント(傷病手当金、治療用器具、任意継続)を作成し支部HPへ掲載。また、同チラシを作成し申請書送付時に同封した。 ・傷病手当金、任意継続の窓口申請が多い事業所に対し、事業主を通じ郵送申請依頼文書を送付した。 ・傷病手当金(82事業所、9月実施、)、任意継続(90事業所、2月実施) ・申請回数が複数回になる「傷病手当金」「高額療養費」について申請のため窓口に来られた際は、記載箇所をマーカーする等丁寧に説明し、次回以降郵送による申請を依頼した。 ③電話相談・照会に対応できる知識・接遇のスキルアップを目的とした勉強会を中心に行い、必要な知識を習得し職員の多能化を図った。 ※契約職員の電話応対独自完結率:98.0%(対前年2.8%上昇) ④「令和6年度加入者サービス向上計画」を策定し電話応対、窓口対応を行った。また、接遇の勉強会を実施しお客様満足度向上に努めた。	【KPI】 ①サービススタンダードの達成状況 100% (令和5年度 100%) ②申請に係る郵送化率 93.7%(全国30位) (令和5年度 93.9%)	△

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
1. 基盤的保険者機能関係			
③現金給付等の適正化の推進 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に実施する。 ・現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診(いわゆる「部位ころがし」)の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 ・被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。	①月次でシステムより出力された更正リストに基づき全件確認を行い、併給調整に該当する案件について全件更正処理を行った。 ②情報系アプリを活用し、傷病手当金、出産手当金の支給にかかる事後調査を実施した。(R5.4.1～R6.3.31支給決定分を10月に実施、R6.4.1～R6.9.30支給決定分を2月に実施) 調査結果について疑義案件なし。 ③海外へ渡航がわかる書類を確認し、出産の事実確認の徹底を図った。 疑義案件なし。 ④柔道整復施術療養費について、多部位頻回受診に対し支部独自基準(2部位10日以上)による患者照会を実施。 ・柔整審査委員会において、3部位以上の施術が多い等の指摘から患者照会を実施。 ・患者照会の回答結果より、施術箇所の相違等が判明した場合は、施術所に対し施術録の写しを求める等の対応を行い、給付適正化に努めた。 ※施術箇所3部位以上、かつ月15日以上はの施術の申請の割合 0.23%(令和5年度:0.29%) ⑤厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、日本年金機構へ照会を行い、新たに判明した住所へ再送付を実施。 ・被扶養者状況リスト未提出事業所へ提出勧奨を実施 令和5年度未提出事業所への提出勧奨(93社 10月実施) 令和6年度未提出事業所への提出勧奨(301社 3月実施)	設定なし	○
④レセプト点検の精度向上 ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検を有効的に活用する。 ・社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム(AI)によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革(ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等)の進捗状況を注視し、内容点検体制のあり方について検討する。 ・資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の実施方法や体制の見直しを検討する。 ■KPI 1)協会のレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする (※)査定率=協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額 2)協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする	・医療費の適正化を図るために以下の点検を実施した。 資格点検:資格喪失後受診の確認、医療機関への照会書送付を行い確認のうえ、被保険者への医療費返還請求を行う 外傷点検:負傷原因の照会書送付を行い、業務災害、第三者行為に該当するものを確認し、医療費返還請求、損害賠償請求を行う 内容点検:適正な保険請求であるかレセプトの内容を点検し、再審査請求を行う ・各項目について健康保険の適正使用に資する点検を行ったことにより、加入者1人当たり効果額は、資格点検2,275円(対前年度+625円)、外傷点検279円(同+74円)であった。 ・内容点検において、加入者1人当たり査定効果額は309円(同▲147円)再審査請求件数は10,776件(同▲3,155件)診療内容等査定金額は35,117,830円(同▲8,351,370円)であった。 内容点検は、高点数レセプトを優先した点検の実施や点検員のスキルアップ、勉強会、システムを活用した点検に取り組んだが、鳥取支部においては、高額査定につながる案件が全国と比較すると少なく、査定額、査定率ともに前年度を下回る結果となった。	【KPI】 1)協会のレセプト点検の査定率 0.110%(令和5年度:0.135%) 全国平均値は0.131%であり、0.021%下回る。 全国順位は34位。 2)協会の再審査レセプト1件当たりの査定額 6,652円(令和5年度:6,203円) 全国平均値は9,908円であり、3,256円下回る。 全国順位は38位。	△

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
1. 基盤的保険者機能関係			
⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ・発生した債権(返納金、損害賠償金等)については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。 ・日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。 ■KPI 1) 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を前年度以上とする 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化(健康保険証の廃止)が行われるまでの取組とする	○債権管理回収業務の推進については以下の取り組みを実施した。 ・現年度発生分を中心に早期回収に取り組んだことにより、回収率の向上につながった。 ・早期回収にあたって、文書、電話、訪問等状況に応じて催告を実施した。また、保険者間調整を積極的に活用し、特に高額債権については、判明時から早期書類提出を促し確実な回収に取り組んだ。(保険者間調整: 令和7年3月末 77件) ・未回収者に対しては催告を実施し、反応の無い者には弁護士名による催告や電話催告を行うとともに、法的手続きを見据えた訪問催告を行い、支払督促を実施した。 ○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化について、以下の取り組みを実施した。 ・初回催告を日本年金機構の資格喪失処理日から5営業日、2回目催告を10営業日以内に実施。特に電子申請事業所においては、返納状況に留意して実施した。 ※令和6年12月以降、保険証の新規発行終了に伴い、保険証回収催告業務終了	【KPI】 1) 返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率 82.91% (令和5年度:77.39%) 全国平均値は、66.20% 全国順位は5位 2) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率 87.82% (令和5年度:90.44%) ※令和6年11月で集計終了 全国平均値は、81.36% 全国順位は15位	○
○ICT化の推進 ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応に関し、加入者のマイナンバー登録を確実に実施するとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進し、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。	・令和6年12月2日より保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、新聞や広報紙、研修会の場を活用し、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるようマイナ保険証の利用促進と手続き方法等の広報を積極的に行った。 ○新聞広告、リーフレットの作成、健康保険委員広報紙、納入告知書同封チラシ、健康保険委員研修会等	設定なし	○

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
○健康づくり ①保健事業の一層の推進 i) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項として、6か年計画の初年度となる『第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)』について、目標達成に向けた取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・支部において保健事業を担う保健師について、担当業務を専門性や定型・非定型などで分類し、事務分担を見直し、より専門性を発揮できる環境を整備する。 ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の人員補充のため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健指導を担う保健師及び管理栄養士の更なる資質向上を図るため、支部の保健師が本部主催の研修などに参加し育成スキルの向上を図る。 ・保健事業に携わる一般職の職員についても、本部主催の研修等に参加し、知識の拡充を図る。	i) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施 詳細は次頁以降に記載 ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・計画的かつ継続的な採用活動を実施 ○採用 令和5年度 保健師:1名、管理栄養士:0名 令和6年度 保健師:2名、管理栄養士:0名 令和7年度 保健師:1名、管理栄養士:0名 (6月末日時点) ○退職 令和5年度 保健師:1名、管理栄養士:0名 令和6年度 保健師:1名、管理栄養士:0名 令和7年度 保健師:0名、管理栄養士:0名 (6月末日時点) ○在籍 (定員12人) 令和7年度 保健師:5名、管理栄養士:2名 (6月末日時点) ※支部保健師2名を除く	i) 設定なし ii) 設定なし	—

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ▶被保険者の生活習慣病予防健診 ・令和5年度に実施した一般健診及び付加健診等の自己負担額の軽減に加え、令和6年度から付加健診の対象年齢を拡大し、また、負担軽減や対象年齢拡大を強調した広報や受診勧奨を実施 ・新規事業所・加入者への月次による健診案内実施 ・健診・保健指導カルテを活用した効果的・効率的な受診勧奨実施 ・業界団体等と連携するなど、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した健診受診勧奨および健康経営の推進 ▶被扶養者の特定健診 ・新規被扶養者への月次による健診案内実施 ・健診機関と連携した協会単独特定健診の実施 ・市町村、関係機関と連携した「健診ガイド」による広報 ・市町村、関係機関と連携した「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の広報と実施 ・ナッジ理論を活用した未受診者への効果的な受診勧奨の実施 ▶被保険者及び被扶養者の事業者健診データ取得 ・事業者健診データ提供について、提供に同意している事業所が利用する健診機関の状況を確認する。 データ取得の委託契約がない健診機関で提供同意事業所の受診が多い場合は、新規契約の勧奨を実施する。 ・事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会(3者間)での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る ■被保険者(40歳以上)(実施対象者数:81,452人) ・生活習慣病予防健診 実施率 62.8%(実施見込者数:51,152人) ・事業者健診データ 取得率 9.4%(取得見込者数:7,657人) ■被扶養者(実施対象者数:17,883人) ・特定健康診査 実施率 28.2%(実施見込者数:5,044人) ■ KPI 1)生活習慣病予防健診実施率を62.8%以上とする 2)事業者健診データ取得率を 9.4%以上とする 3)被扶養者の特定健診実施率を28.2%以上とする	○被保険者(受診対象者数:84,068人) 1)生活習慣病予防健診受診率60.5%(受診者数50,846人) 前年受診率65.3%(受診者数54,033人) 2)事業者健診データ取得率8.3%(取得数6,942人) 前年取得率6.4%(取得数5,259人) ○被扶養者(受診対象者数:15,559人) 3)特定健康診査受診率25.5%(受診者数3,965人) 前年受診率24.3%(受診者数4,003人) ○ 健診の受診勧奨対策 ▶被保険者の生活習慣病予防健診 ・新規事業所・加入者への月次による健診案内を実施 ・「道路貨物運送業」及び「その他の運輸業」のうち健診受診率の低い事業所それぞれ136事業所、40事業所へ啓発文書を送付 ・「鳥取県トラック協会」及び「鳥取県バス協会」へ訪問し会員事業所への周知、広報の協力を依頼 鳥取県トラック協会の会報誌に啓発記事を掲載 胃がん検診実施割合の低い健診機関への指導を実施 ▶被扶養者の特定健診 ・新規被扶養者への月次による健診案内を実施 協会けんぽ主催集団健診を実施しオプション検診を付加 ・市町村と連携し、特定健診及びがん検診に係る「健診ガイド」による広報を実施 ・市町村と連携し、市町村主催集団健診による「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業(受診勧奨を含む)」を実施 ・ナッジ理論を活用した未受診者への効果的な受診勧奨の実施 ▶被保険者及び被扶養者の事業者健診データ取得 ・同意書(40歳以上限定)取得済み事業所のうち577事業所に対して提供依頼書(40歳未満も対象)の提出勧奨を実施 ・令和5年度にデータ提供が遅滞した2大健診機関へ勧奨や協議を実施 令和6年度は対前年度で改善が見られた ・「鳥取県トラック協会」及び「鳥取県バス協会」へ訪問し会員事業所への周知、広報の協力を依頼 鳥取県トラック協会の会報誌に啓発記事を掲載	※令和6年度にKPI基準の変更あり 【KPI】 1)生活習慣病予防健診受診率 60.5% 2)事業者健診データ取得率 8.3% 3)被扶養者特定健診受診率 25.5% 全支部平均値 1)生活習慣病予防健診受診率 58.4% 2)事業者健診データ取得率 7.2% 3)被扶養者特定健診受診率 29.4% 目標に対して下回っているものの、健診総計の実績は鳥取支部62.0%で全支部平均が59.1%となっている。 また、基準変更前の令和5年度実績(試算値)である58.7%も上回っており、良好な実績であったと評価する。	○

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
③ 特定保健指導実施率及び質の向上 i) 特定保健指導実施率の向上 ・健診実施機関へ働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大を図る ・特定保健指導の外部委託推進及び情報通信技術の活用 ・保健指導利用案内の実施率向上や平準化を目的として令和4年度に策定した「標準モデル」に沿って、案内通知発送のアウトソースを積極的に活用するなど、利用案内実施率の向上を図る ・被扶養者の特定保健指導未実施者への勧奨実施 ・被扶養者の特定保健指導を公民館などの会場で実施する「健康相談会」について、会場の選定範囲拡大や遠隔実施等、利便性の更なる向上を図る ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する ii) 特定保健指導の質の向上 ・令和6年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」(実績評価にアウトカム指標が導入)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、効果的な保健指導を実践するためのスキル習得に向け研修を実施 ■被保険者(特定保健指導対象者数:11,703人) ・ 特定保健指導 実施率 27.3%(実施見込者数:3,195人) ■被扶養者(特定保健指導対象者数:434人) ・ 特定保健指導 実施率 6.6%(実施見込者数:29人) ■ KPI 1) 被保険者の特定保健指導実施率を27.3%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 6.6%以上とする	1) 被保険者(特定保健指導対象者数:11,547人) 当年度実施率24.4% (実施者数2,817名) 前年度実施率23.4% (実施者数2,501名) 2) 被扶養者(特定保健指導対象者数:365人) 当年度実施率12.6% (実施者数46名) 前年度実施率7.9% (実施者数28名) i) 特定保健指導実施率の向上 ・健診当日の初回面談実施について健診実施機関への働きかけを実施 ・主に情報通信技術による指導を実施する仕様で専門機関と契約締結 ・「標準モデル」に沿って事業を運営 上半期実績 アウトソース活用率:79.9%、利用案内率:88.6% ・被扶養者について、原則すべての対象者へ利用案内を実施 ・「健康相談会」を強化し、定期的な利用勧奨に加え利用案内を、ホームページに常設で掲示 ・全国に先駆けたモデル事業として、被扶養者の特定保健指導及び利用勧奨を自治体へ実施委託 ・「鳥取県トラック協会」及び「鳥取県バス協会」へ訪問し会員事業所への周知、広報の協力を依頼 鳥取県トラック協会の会報誌に啓発記事を掲載 ii) 特定保健指導の質の向上 ・「評価体系の見直し」について支部内研修において勉強会を実施 ・協会けんぽと外部委託先の保健指導者で集合型の連絡会を上半期と下半期でそれぞれ1回開催し、意見交換及び情報共有を実施	※令和6年度にKPI基準の変更あり i) 【KPI】 1) 被保険者の特定保健指導の実施率 24.4% 2) 被扶養者の特定保健指導の実施率 12.6% ・全支部平均値 1) 被保険者の特定保健指導の実施率 20.3% 2) 被扶養者の特定保健指導の実施率 17.1% 目標に対して下回っているものの、指導総計の実績は鳥取支部24.0%で全支部平均が20.1%となっている。 また、基準変更前の令和5年度実績(試算値)である22.9%も上回っており、良好な実績であったと評価する。 鳥取支部の課題となっている被扶養者の保健指導については、目標を大きく上回り全支部36位となり、ワースト10を脱することができた。 ii) 設定なし	○

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
④ 重症化予防対策の推進 ・メタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨について、対象者を生活習慣病予防健診のみから、特定健診および事業所健診データ取得者へ拡大(令和6年10月勧奨分、令和6年4月健診受診分から) ◆健診機関による、専門医への受診勧奨実施 ◆「健診機関勧奨」「協会本部勧奨」後の文書による受診勧奨実施 ◆事業所担当者から未治療者への受診勧奨実施依頼 ・県や学術機関などと連携して肝臓がん・肝炎を対象とした肝機能リスク対策事業を実施 ・糖尿病性腎症重症化予防事業 鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則り実施 ◆医療機関未受診者、血圧・脂質と併せた受診勧奨を実施 ◆糖尿病治療中断者、支部保健師が電話または文書により治療再開勧奨を実施 ◆医療機関通院患者、かかりつけ医と連携し支部保健師が保健指導を実施 ■ KPI: 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度(32.1%)以上とする ・メタボリックシンドローム対策 ◆健診機関による受診勧奨を実施、契約数7機関 ◆「健診機関勧奨」「協会本部勧奨」後の文書による受診勧奨実施 勧奨通知発送: 748件 ◆事業所担当者への受診勧奨依頼を実施 依頼文書発送延べ604事業所 ・肝機能リスク対策事業 鳥取県肝炎医療コーディネーター養成研修会を受講(4名) 文書受診勧奨: 356件、電話受診勧奨: 57件、文書受検勧奨: 1,513件 ・糖尿病性腎症重症化予防事業 支部内研修会で糖尿病専門医による講習会を実施 専門医のアドバイスにより下半期から未受診者対策を導入 ◆未受診者、事業所訪問による保健指導形式の受診勧奨を実施 面談受診勧奨: 1件 ◆治療中断者、文書による治療再開勧奨を実施 文書治療再開勧奨: 8件 ◆通院患者、医師会へ説明したうえで事業案内をホームページへ掲載 保健指導数: 0件 (申込実績なし)	※令和6年度にKPI基準の変更あり 【KPI】 ・健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した割合 31.4% ・全国平均値 33.9% 目標をわずかに下回り、全支部平均からは大きく下回った。	△

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
⑤ コラボヘルスの推進 ・鳥取県との「健康経営推進事業」の実施 「健康経営スタートガイド」、「社員の健康づくり事例集」、「健康経営比較分析」などの広報物を効果的に活用し、健康経営宣言事業所数の拡大を図るとともに、宣言された事業所には、「健康経営通信」・「健康度カルテ」の配付、年2回の研修会、表彰制度(支部長、知事)の実施、健康づくりメニューの改善、金利優遇制度など、健康経営宣言事業所に対するフォローアップも充実させ、事業主・事業所の行動変容につなげる。事業実施にあたっては、鳥取県など関係機関との連携を進めることで、事業の拡大を図る。また、健康経営宣言事業所における取組について、健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値設定等を取り入れることで、さらに効果を上げていただくための「ステップアップ方式」を本格的に推進することにより標準化を促進する。 ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題(喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など)に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。 ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。 ■ KPI 健康宣言事業所数を2,460事業所(※)以上とする (※)標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	・健康宣言事業所数(新規獲得分) 令和7年3月末現在2,346事業所(対前年+22) ※56増/34減 ・表彰制度(知事表彰6年11月、支部長表彰6年10月) 知事表彰:会社独自の特に優れた取組みをされた事業所 5社 支部長表彰:R5年度健康づくり取り組みポイント上位13社 ・健康づくり担当者研修会(令和6年8月) 健康経営実践セミナー開催(令和7年1月) ・健康宣言事業所2,016社に対し「企業健康度カルテ」を提供(令和6年7月) 【社員の健診結果の集計をもとに、医療費、健康リスク率など、その企業が健康になるためのポイントを企業ごとに作成】 ・「社員の健康づくり」事例集Vol.3の作成 ・「健康経営比較分析」を行い、関係機関の会議やHP上において情報発信 ・健康経営マイレージ事業「ステップアップ方式」の推進 令和7年3月末現在484事業所が移行済 ・「健康経営スタートガイド」の作成 ・「社員の健康づくりステップアップガイド」の作成	【KPI】 健康宣言事業所数 2,292事業所(令和7年3月末) (※標準化された健康宣言の事業所) KPI(目標:2,460事業所)に対し、▲168事業所	△

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
○医療費適正化 ①医療資源の適正使用 i)ジェネリック医薬品の使用促進 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解していただけるような広報を実施することにより、効果的なジェネリック医薬品の促進につなげる。お薬手帳の推進、適正なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、鳥取県薬剤師会と連携して展開する。また、必要に応じて鳥取県など関係機関等への働きかけを行う。 ii)バイオシミラー(バイオ後続品)の使用促進 ・バイオシミラー(バイオ後続品)について、国の方針(※1)を踏まえ、使用促進に向けて必要な情報提供や加入者への周知・啓発を図る。 (※1)「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にするを目指す」 iii)ポリファーマシー(多剤服用の有害事象)等対策 ・ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 iv)上手な医療のかかり方 ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組み等について、加入者への周知・啓発を図る。 ■ KPI: ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度末以上とする (※)内科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	i)支部発行の広報紙等に、ジェネリック医薬品の説明やメリット等を掲載し、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んだ。 ii)支部発行の広報紙やメールマガジン、関係団体と共同で作成した広報紙等を活用して、バイオシミラーについて加入者に対し、情報提供を行った。 iii)給付適正化PTを開催し、多剤服用者に対して注意喚起文書の発送等を行った。 iv)かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診の問題点や、またポリファーマシー対策としてお薬手帳の活用等について掲載したリーフレット「上手な医療のかかり方」を作成し、健康保険委員へ送付。(令和6年9月)	【KPI】 ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース) 89.8%(令和7年3月分) KPI目標: 85.0%	○

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i)意見発信のための体制の確保・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、各種会議体へ積極的に参加する。 ii)医療費データ等の分析 ・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のために様々な視点で分析し、健康課題の抽出と効果的な対策の実施を行う。 (1)医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析 (2)鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析 iii)外部への意見発信や情報提供 ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。	○健康経営比較分析結果の広報等による情報発信 「健康づくり宣言」をしている事業所群のほうが、そうでない事業所群と比べて、健診受診率・医療費において、良好であるという結果（H28～R3年度のデータ分析結果・5年度分析事業）を活用し、関係機関や支部が開催する会議等において情報発信を行った。 ○鳥取県医療審議会、鳥取県地域医療構想調整会議への参加 ・鳥取県医療審議会(令和7年1月、3月) 参加者:支部長 ・鳥取県東部地域医療構想調整会議(令和7年1月) 参加者:企画総務部長 ・鳥取県西部地域医療構想調整会議(令和6年12月) 参加者:レセプトグループ長	設定なし	○
③インセンティブ制度の実施及び検証 ・令和3年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。	○加入者及び事業主に向けた広報 ・健保だよりとっとり67号(令和7年1月)に同封により広報 ・支部ホームページ(令和7年2月～)により広報 ・メールマガジン(2月配信分)により広報 ・健康経営通信第38号(令和7年3月)への記事掲載により広報	設定なし	○

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
○広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 ・協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャネルを使った広報を進める。また、健康保険委員については、様々な媒体や機会を利用して委嘱勧奨を行うとともに、健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報「けんぽ便り」ととり等の配付、年金委員・健康保険委員合同研修会などにより、積極的に周知を進める。 ・令和5年度より実施している生活習慣病予防健診の自己負担の軽減、令和6年度より実施する付加健診の実施年齢拡大等の「更なる保健事業の充実」について、様々な機会を活用して、積極的な広報を行う。 ■KPI 1-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を72.2%以上とする 1-2) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度(2,768事業所)以上とする	○新聞紙面(特集記事)を活用した広報 ・医療費適正化(ジェネリック医薬品の使用促進、上手な医療のかかり方 など) ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化(3回) ・健康づくりサイクルの定着 ・R7保険料率 ・コラボヘルス ○令和6年度協会けんぽGUIDEBOOKの発行 ・事業所への配布、各種研修会等での資料として活用。 ○HP・メルマガの運営、紙媒体による定期的な広報 ・協会けんぽ鳥取支部メールマガジン: 毎月15日配信 ・納入告知書同封チラシ: 毎月の納入告知書に同封 ・社会保険ととり(社会保険協会発行): 毎月2頁分の記事掲載 ・ラインの運用開始: R6.11～毎月2回配信 ○健診受診勧奨ポスターの作成(賢い医療のかかり方) ・鳥取県、各市町村等関係機関27団体との連名による作成及び配布。 ○健康保険委員委嘱者数 ・令和7年3月末現在 2,743事業所(対前年▲25) ○健康保険委員表彰 ・理事長表彰: 3名 ・支部長表彰: 8名 ○健康保険委員に特化した広報 ・けんぽ便りとり 年3回の発行 ・協会けんぽGUIDEBOOK(健康保険制度・申請書の書き方)の発行	【KPI】 (令和7年3月末) 1-1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 71.8% KPI目標に比し、▲0.4% 1-2) 健康保険委員の委嘱事業所数 2,743事業所 KPI目標に比し、▲25事業所	△

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
2. 戦略的保険者機能関係			
○支部における地域の特性を踏まえた保健事業の実施 ・支部特有の課題に着目した保健事業を推進する。特に鳥取支部の課題である「入院医療費が全国平均を上回る」「血圧リスクが高い」「運動習慣要改善者の割合が全市町村で高い」「被扶養者の特定保健指導の実施率が43位と最下位は脱したが、全国平均を下回る状況が続いている」の4つの項目に着目した取組みを実施する。	○入院医療費が全国平均を上回っている ・重症化予防対策や健康経営マイレージ事業の推進、宣言事業所の健康経営比較分析など ○血圧リスクが高い ・健康宣言事業所を対象に血圧計の貸出事業を実施 18事業所 ・血圧計貸出先事業所での集団学習 4事業所 ○運動習慣要改善者の割合が高い ・メルマガ配信で鳥取県の運動イベント等紹介(令和6年6月、6月、10月) ○被扶養者の特定保健指導の実施率が全国で最も低い ・被扶養者について、原則すべての対象者へ利用案内を実施 ・「健康相談会」を強化し、定期的な利用勧奨に加え利用案内を、ホームページに常設で掲示 ・全国に先駆けたモデル事業として、被扶養者の特定保健指導及び利用勧奨を自治体へ実施委託 ・全支部順位についてワースト10を脱することができた。 令和4年度:47位、令和5年度:43位、令和6年度:36位	設定なし	○

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備			
○人事評価制度の適正な運用 ・評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深める。	○評価者は上期と下期に職員との面談において、個人目標の設定、中間面談、評価結果のフィードバックを実施。	設定なし	○
○戦略的保険者機能の更なる発揮のためのOJTを中心とした人材育成 ・OJTを中心としつつ、本部指定の研修に支部独自の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。	○研修の実施 ・ハラスメント防止研修(令和6年6月) ・情報セキュリティ研修(令和6年7月、9月、11月、令和7年1月) ・個人情報保護研修(令和6年7月、令和7年3月) ・コンプライアンス研修(令和7年2月) ・メンタルヘルス研修(令和6年10月) ・リスク管理研修(令和6年8月、12月) ・ビジネススキル研修(令和6年11月、令和7年1月)	設定なし	○
○リスク管理 ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行う。 ・年2回の個人情報保護管理委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催して個人情報保護について検討、審議を行い個人情報保護に係る取組みを推進する。 ・日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施により個人情報保護や情報セキュリティを徹底するとともに職員の意識向上を図る。	○委員会の実施 ・コンプライアンス委員会(令和6年7月、令和7年2月) ・個人情報保護管理委員会(令和6年7月、9月、令和7年2月) ○日次、週次、月次の情報セキュリティにかかる定期点検の実施。 ※令和6年度において、給付金の過払い等の事務処理誤りが14件判明 個人情報保護管理委員会等で協議を行い、再発防止策を策定。事象については、ホームページで公表。	設定なし	△

令和6年度 事業実績報告について

(評語・◎目標を大きく上回った、○おおむね目標どおり、△目標を下回った、×目標を大きく下回った)

事業計画	実施状況	KPI達成状況	評価
3. 組織・運営体制関係			
○コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要の都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。	○コンプライアンス研修の実施(令和7年2月) ○コンプライアンス委員会の開催(令和6年7月、令和7年2月)	設定なし	○
○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置 ・業務量に応じた標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置を実施する。 ・労働負荷の標準化により、有給休暇取得の促進、超過勤務の削減を進める。	○有給休暇取得結果 ・令和6年度1ヵ月一人当たり平均1日(対前年比▲1時間) ○超過勤務時間 ・令和6年度1ヵ月一人当たり平均11時間17分(対前年比+2時間15分)	設定なし	△
○費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 ・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法)を実施する。 ・消耗品などの適切な在庫管理による経費削減を図るとともに、外部委託の活用により業務の効率化を図る。 ・調達審査委員会が必要な案件については、確実に開催し、契約の適正化を図る。また、調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。 ■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	○調達における競争性を高める取り組み ・過去同種の業務委託実施事業者への声掛け、10日以上公告期間を設定するなど、多くの業者が参加しやすい環境整備を実施するも未達成。 ○消耗品の適切な管理 ・消耗品は過剰在庫とならないよう、4半期ごとに注文数を確認 ○調達審査委員会の開催 ・新聞等での協会事業の周知啓発広報(企画・制作・掲載)業務委託ほか計8件実施	【KPI】 一般競争入札に占める一者応札案件の割合 33.4%(2件/6件) KPI目標15%以下、未達成	△